

設計・施工一括発注方式（技術提案・条件付一般競争）試行要領

（目的）

第1条 この要領は、佐賀県県土整備部、農林水産部及び地域交流部が発注する設計・施工一括発注方式（技術提案・条件付一般競争）の試行に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において、設計・施工一括発注方式（技術提案・条件付一般競争）とは、民間の技術力を活用することにより、設計と施工を一体的に発注し、コスト縮減を図る入札方式をいう。

（対象工事）

第3条 対象工事は、工法等を限定せず、民間の技術力を利用することが合理的な条件付一般競争入札に付する工事で、県土整備部長、農林水産部長、地域交流部長及び現地機関の長が必要と認めるものとする。

（技術提案書選定委員会）

第4条 本庁、現地機関に技術審査会を設け、技術提案書の評価及び特定について審議する。なお、選定委員会は、第5条に規定する技術審査会の意見を尊重するものとする。
2 選定委員会の構成は、競争入札参加資格委員に準じるものとする。

（技術審査会）

第5条 本庁、現地機関に技術審査会を設け、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 技術提案書を評価するための評価基準
- (2) 技術提案書の評価及び特定

2 技術審査会の構成は、次のとおりとする。

なお、会長が必要と認めるときは審査員以外の者の意見を求めることができる。

名称	会員の構成	備考
本庁審査会	担当課長以下技術職4名程度（副課長、担当係長、担当）及び部内各課の技術監（技術監不在の課は技術職の副課長）	部内に設置 会長は担当課長 設計価格5億円以上
事務所審査会	現地機関の長以下技術職4名程度（担当課長、担当係長、担当）及び本庁の担当事業課技術職3名程度	各現地機関に設置 会長は現地機関の長 設計価格は5億円未満

- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 会議は、会長が必要に応じて招集する。
- 5 会長は、審査結果を選定委員会へ報告する。
- 6 審査会は公開しない。また、何人も審査会の審査の内容を漏らしてはならない。
- 7 審査会の庶務は担当課が行う。

(設計価格)

第6条 設計価格は、技術提案を含めた適切な設計に基づく見積書により算定するものとする。

2 設計価格の算定にあたっては、選定委員会において特定された技術提案書の見積価格を設計価格とするものとする。

(入札参加資格)

第7条 入札に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を満たし、かつ、第9条第2号に規定する当該入札参加資格を有する旨の通知を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りでない。
- (2) 当該工事に対応する業種について建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
- (3) 当該工事に対応する業種について営業年数（建設業法第 3 条の規定により許可を取得した後の年数）が 5 年以上あること。
- (4) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和 28 年佐賀県規則第 21 号）第 2 条第 2 項の規定による当該工事の業種に係る入札参加資格の決定を受けている者の中から、知事が次のいずれかを指定したものに該当する者であること。
 - イ. 佐賀県入札参加資格が一定等級以上であること。
 - ロ. 経営事項審査の総合評定値が一定の点数以上であること。
 - ハ. 佐賀県入札参加資格が一定等級以上であり、かつ経営事項審査の総合評定値が一定の点数以上であること。
- (5) 発注工種について、第 8 条第 1 項の規定による入札参加資格確認申請書の提出期限から開札の日までの間において、経営事項審査の有効期間が満了するものでないこと。
- (6) 申請書等の提出期限の日から開札の日までの間において、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていない者であること。
- (7) 申請書等の提出期限の日以前 6 か月から開札の日までの間、金融機関等において、不渡り手形等を出していない者であること。
- (8) 開札の日までの間に、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更正又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。ただし、更生又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格審査申請書を再度提出し、前記三の決定を受けている者を除く。
- (9) 原則として県内に本店を有している者であること。ただし、高度な技術を要する工事や特殊工事等については、県外に本店を有する者も入札に参加できるものとする。
- (10) 当該工事の他の入札参加資格者と、資本若しくは人事面において強い関連が

ある者でないこと。

- (1 1) 当該工事と同種又は類似工事に係る設計及び施工実績があること。
- (1 2) 当該工事において適正と認められる技術者を配置できること。
- (1 3) その他必要と認める事項

(入札参加資格確認申請等)

第8条 入札参加資格の確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、入札公告の日の翌日から起算して15日（佐賀県の休日に関する条例第1条に規定する県の休日、4月30日から5月2日及び8月13日から8月15日の期間（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、入札参加資格確認申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）及び次の各号に掲げる添付書類を一部提出するものとする。

(1) 同種工事の施工実績表

- ・同種又は類似の工事に係る設計及び施工実績
- ・近隣地域内における工事の施工実績

(2) 配置予定技術者調書（設計及び施工）

設計

- ・配置予定の管理技術者、照査技術者の氏名（設計部門の有無を含む）
- ・配置予定技術者の資格、工事経験等

施工

- ・配置予定の主任技術者又は監理技術者の氏名
- ・配置予定技術者の資格、工事経験等

(3) 営業所一覧表

(4) 経営事項審査結果

(5) 設計部門を有することを証する書類

(6) 技術提案書

(7) 見積書

- ・第10条第1項に規定する技術提案に基づく詳細設計及び工事の見積書の作成

(8) その他必要と認める事項

2 申請者が特定建設工事共同企業体の場合にあつては、第1項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 共同企業体協定書
- (2) 共同企業体編成表

(入札参加資格の確認)

第9条 申請者の入札参加資格は、各部局において設置する競争入札参加資格委員会に諮り決定するものとする。

2 前項の規定により入札参加資格を確認した場合は、その旨を速やかに、入札参加資格確認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(入札公告)

第10条 入札公告は、入札参加資格等を佐賀県庁ホームページに登載して行い、その内容はおおむね次に掲げる事項とする。

(1) 工事の概要（設計・施工一括発注方式であることを明記）

- ・ 工事名
- ・ 工事場所
- ・ 工事概要
- ・ 求める技術提案内容
- ・ 予定工期

(2) 入札参加応募者に必要な要件に関する事項

(3) 入札参加資格確認申請書及び資料の作成及び提出に係る事項

(4) 入札予定時期

(5) その他必要な事項

2 前項の公告は、委員会に諮り決定するものとする。

(入札説明書等の公表)

第11条 入札説明書、提出資料作成要領、縦覧設計書、切り抜き設計書、図面のほか入札参加者の見積りに必要な情報は、公告後速やかに公表するものとする。

(入札説明書に対する質問及び回答)

第12条 申請者又は届出者は、前条の規定により公表している情報の内容について、申請書等の提出期限の翌日から起算して7日目までに書面又は電子メールにより質問をすることができる。

2 質問に対する回答は、速やかに回答するものとする。

(苦情処理)

第13条 入札参加資格の確認等、条件付一般競争入札の手続きに関し異議がある者は、事実を知り得た日から5日（休日を含まない。）以内に書面により、知事に理由説明を求めることができる。

2 知事は、前項により説明を求められたときは、説明を求められた日から5日（休日を含まない。）以内に入札参加資格確認等説明書(様式第5号)により回答するものとする。

3 前項の理由説明に不服がある者は、書面による通知をした日から7日（休日を含まない。）以内に書面により、佐賀県建設工事入札審査会に苦情申立てを行うことができる。

4 前項による苦情申立が行われた場合には、入札又は契約の中止、解除等が行われる場合がある。

(設計変更)

第14条 設計変更は、詳細設計終了時に数量等を変更する必要がある場合及び自然条件、地盤条件、環境条件、施行方法等に関して発注時の仕様を著しく変更する必要がある場合に実施するものとする。

(実施上の留意事項)

第15条 前条までのほか、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者負担とする。
- (2) 提出資料は、原則として返却しない。
- (3) 提出された技術提案の内容については当該工事以外には無断使用しないものとする。ただし、その内容が一般的に使用されている状態となった場合はこの限りではないものとする。
- (4) 見積書の内容に不明な点がある場合は、作成者に対しヒアリングを行うものとする。
- (5) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効とし、虚偽の記載をした者に対して、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を行うことができる。

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月15日から施行する。